

じゅうみんぜいきんとうわり ひ か ぜい せ たい たい
住民税均等割非課税世帯に対する
きゅう ふ きん だい かい あんない
給付金(第2回)のご案内



- 価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり3万円)は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です(手続き後、約1ヶ月から1ヶ月半で振り込まれます)。

きゅう ふ きん し きゅうがく
給付金の支給額

1世帯あたり3万円

て つづ き げん
手続きの期限

令和7年6月30日(月) 当日消印有効
※期限を過ぎると給付金を受け取れません。

きゅう ふ きん し きゅう て つづ
給付金の支給手続き

支給対象となる世帯(①と②両方にあてはまる世帯)

- ①令和6年12月13日現在、深谷市に住民登録されている世帯
- ②世帯全員の令和6年度分の「住民税均等割が非課税」の世帯

※住民税均等割が課税されている方に世帯全員が扶養されている場合は対象外です。

「申請書」に必要事項を記入のうえ書類を返送してください。

添付書類を必ず返送してください(振込が遅れることがあります)。



住民税非課税世帯に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(深谷警察署:048-575-0110、寄居警察署:048-581-0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

深谷市給付金コールセンター TEL:048-571-1211(代表)

深谷市役所 福祉政策課内

〈受付時間〉平日 8時30分～17時15分
(木曜日は19時15分まで)

